

多国籍企業と国民国家・序説

一 現代世界の主導的アクターとしての国民国家と多国籍企業

「かれらの生産物のための、たえず拡大する販路の必要は、多国籍企業をかりたてて、地球全体をまわらせる。それらは、いたるところに安定し、いたるところに關係をつくらなければならない。多国籍企業は、世界市場の開拓によって、すべての国の生産と消費を超国家的なものとした。反動家たちにとって大変なげかわしいことに、多国籍企業は、産業の国民的基盤をその足もとからとりに去った。遠い昔からの国民諸産業は、すでにほろぼされ、なお日に日にほろぼされている。それらは、新しい産業によって駆逐されるのであった。この新しい産業を導入

加藤 哲郎

することが、すべての文明国民にとって死活問題となる。それらの産業は、もはや国内の原料ではなく、もっと遠い地帯のものである原料に加工するのであり、そして製品は国内だけでなく、同様に世界のあらゆる部分で使用されるのである。国内生産物によってみたまわっていた、ふるい欲望にかわって、新しい欲望があらわれ、それをみたすために、もっとも遠隔の国土と風土の生産物が必要になる。ふるい地方的および国民的な自足性と閉鎖性にかわって、諸国民相互の全面的な交通と全面的な依存關係があらわれる。」

——右の文章は、多国籍企業研究の先駆的理論家の一人であった、S・ハイマーのものである。ただしそれは、マルクス・エンゲルス『共産党宣言』（一八四八年）の

一節中の、「ブルジョアジー」を「多国籍企業」と置きかえただけのものである。ハイマーは、『共産党宣言』からの引用文中、ブルジョアジーという言葉の代わりに多国籍企業という言葉置きかえたと、現代の多国籍企業支持者の説明のどれよりもダイナミックな描写が得られる」と述べていた。それは、多国籍企業が「現代の妖怪」であることを示唆している。⁽¹⁾

その「妖怪性」は、近代世界の国際関係における独占的アクターとみなされてきた、国民国家との比較において、いっそう鮮明になる。

多国籍企業研究者たちは、国民国家のGNPと多国籍企業の売上高を比較することによって、現代世界に占める多国籍企業の決定的重要性を語ってきた。⁽²⁾ 例えば、ある経営学者は、一九八五年の国民国家GNP五三傑と、八七年の『フォーチュン』誌の世界企業売上高五〇傑をそれぞれリスト・アップして比較し、次のように評する。

「驚くべき事実は、最大の企業であるゼネラルモーターズ(GM、アメリカ)以下の世界の五〇大企業の年商が、国民経済第一七位のサウジアラビアと第五三位のバングラデシユのGNPの間に入り込んでいることである。

国単位で考えるとき、国家は全体(マクロ)で企業は部分(ミクロ)であるとするれば、多数の企業(ミクロ)が規模において国家(マクロ)レベルを超えているという逆転劇が、戦後の四〇年余りの間に起こっている。国民経済ベースにおけるマクロとミクロの逆転現象は、個別企業の成長が一国単位の国民経済の枠を超えて成長し、世界システムの中で主権国家にとられない権力主体(パワー)が生まれたことを意味する。⁽³⁾

実際、現代の巨大多国籍企業は、現代世界に百七十余といわれるいわゆる国民国家との対比で、その経済力が、中進資本主義国なみないしそれ以上のものが数十存在する。『フォーチュン』の一九八九年世界ランキング五百社に入る企業(一位のGMは、一二七〇億ドルでスウェーデン・韓国のGNPなみ、五百位のニュージールランドのダフ・トラック社が年間売上高二五億ドル弱)は、すべて、ネパール(二八億ドル)、ジャマイカ(二三億ドル)や多くのアフリカ諸国のGNPなみ、ないしはそれ以上に達する。

これら五百社(国別では、アメリカ一六七社、日本一一社、イギリス四三社、ドイツ三二社、フランス二九

社の順)の大半は多国籍企業と認定してよいが、その総売上高四兆五九一二億ドルは、アメリカのGNPのみであり、世界の富の四分の一を占める。また、この五百社の総従業員数は二六六四万人であるが、それが人口二億四千万人のアメリカのGNPに相当する総売上高をもつ。つまり、これら多国籍企業に働く従業員の一入当り年生産・売上高は、アメリカの一人当りGNP(約二万ドル)の十倍に達する。⁽⁴⁾

したがって、多国籍企業は、今日の世界政治経済システムの中なかで、国民国家とともに、それとならんで行動する、重要な主導的アクターである。多くの中小国家の国民経済(と国家政治)が一つの多国籍企業の力により左右されるということは、大いにありうるばかりか不可避でさえある。先進資本主義諸国においてさえ、多国籍企業と国民国家は、矛盾と緊張をはらんだ関係にある。

(1) ステイヴン・ハイマー(宮崎義一訳)「多国籍企業と不均衡発展の法則」、J・N・バグワッティ編(石川滋編訳)『経済学と世界秩序』岩波書店、一九七八年、一七二―一七八頁。『共産党宣言』の訳文は、水田洋訳。のちに、S・ハイマー(宮崎義一訳)『多国籍企業論』岩波書店、一九七九年、所収。

(2) 朝日新聞経済部『多国籍企業』朝日新聞社、一九七七年、二五頁、宮崎義一『現代資本主義と多国籍企業』岩波書店、一九八二年、一〇二頁、同『世界経済をどう見るか』岩波新書、一九八六年、二二一頁、田中明彦『世界システム』東京大学出版会、一九八九年、一七二頁、など。

(3) 山田栄作『新・多国籍企業論』同友館、一九八九年、七一―一〇頁。

(4) *Fortune*, July 30, 1990. 各国GNPは、『外交青書』平成二年版、及び『世界国勢図会』一九九〇―一九九一年版、参照。

二 多国籍企業研究と政治学

多国籍企業の展開に対して、これまで理論的にとりくんできたのは、主として経済学者や経営学者たちであった。

企業の活動空間は、国民経済から国際経済を経て、文字どおりの世界経済へと拡大・深化した。主導資本は、競争的産業資本から国内独占金融資本を経て、グローバルな多国籍生産・金融資本になった。その過程で、ブルジョアジーと表象しうる産業資本家は、株式会社制度や経営者支配を媒介にして、巨大独占企業体自身へと脱人

格化していった。国際分業のあり方も、外国貿易から資本輸出へと移行し、多国籍企業の世界規模での内部貿易が生まれてきた。したがって、労働市場のあり方も多国籍化し、巨大企業は、国内での外国人労働力雇用ばかりでなく、世界各地の生産拠点で、同時にさまざまな国籍の労働力を用いるようになった。

こうした現象に、伝統的な国際貿易論や国際資本移動論は、十分に対処することができず、多国籍企業研究は、直接投資論や産業組織論・独占的競争論などの領域に踏み込んでいった。他方で、経営学・企業論からのアプローチは、組織論・管理論の隆盛と結びついて、企業の内在的發展によるグローバル化の見地から、展開されてきた。もっとも、R・バーノンの「プロダクト・サイクル」論やレディング学派の「内部化」論など有力な仮説が提出されているとはいえず、定説があるわけではない。⁽¹⁾

マルクス経済学者のなかには、マルクス『資本論』やレーニン『帝国主義論』の延長上で、過剰資本論や資本輸出論から多国籍企業を説明できるとする説もないわけではない。しかし、国内的独占から地球的独占へ、原料資源独占から技術情報独占へ、植民地向け投資から先進

国間相互投資へ、配当目的の証券投資から内部資金極大化をめざす直接生産投資へ、国内独占利潤率動機から世界的税引後利潤極大化動機へ、利潤の本国還流から現地調達・グローバル再投資へ、といった多国籍企業の諸特徴は、「古典」から直ちに導出しうるものではない。エンゲルスの「個々の工場のみでの生産の組織化と社会全体のなかでの生産の無政府状態との対立」という定式（『空想から科学への社会主義の発展』）が正しいとすれば、ミクロ経済学の対象たる企業自体が、マクロの無政府の国民経済の規模を超えて計画的生産をグローバルに組織する事態が、理論的に説明されなければならない。

レーニン『帝国主義論』は、「資本の輸出」の論理的延長上に「資本家団体のあいだでの世界分割」「列強のあいだの世界分割」を措定し、実はその「世界戦争」による爆発を想定していたのであるが、第二次世界大戦後四五年の多国籍企業の発達は、世界市場の国民国家間世界分割戦争ではなく、巨大多国籍企業間のシェア獲得のための相互浸透競争をもたらした。それはむしろ、レーニンの論敵としたカウツキー「超帝国主義論」の方に、相対的説得力を付与するものであった。そして、レーニ

ンが「戦争から内乱へ」の実践により樹立したソ連の国家主義的社會主義、およびその影響化にあった東歐經濟は、二〇世紀末を待たずに劇的に破綻・崩壊し、市場・効率原理導入、株式会社制度設立・外資導入へと突っ走り、「超帝國主義的」多国籍企業の草刈場になろうとしている。⁽²⁾したがって、マルクス經濟学者のなかからも、多国籍企業について独自の理論化が現れるのは、現代世界の現実そのものの要請なのである。⁽³⁾

これらの理論化のなかには、多国籍企業の定義から始まって、その歴史・動因・メカニズムを探求する、膨大な流れがある。そしてそれらは、政治学ないし國家論研究にとっても、重要な示唆を与えるものである。

なぜならば、今日國際政治学や「國家論のルネサンス」で問題にされている、「主權國家のたそがれ」や「國民國家の相対化」⁽⁴⁾をもたらしした重要因の一つが、多国籍企業の出現であった。⁽⁴⁾政治学や國家論に、企業論・産業組織論の成果を組み込むことは、「政治經濟学」や「ネオ・コーポラティズム」論の発展の一動因でもあった。⁽⁵⁾

アメリカの日本研究のなかでは、「日本の成功」が「國

家の成功⇨官僚制主導」であったか、「市場の成功」であったか、それとも「通産省と市場の間」⇨「パターン化された多元主義」という中間形態であったのが議論されており、そこでの焦点は、日本資本主義における「企業と國家の關係」である。⁽⁶⁾資本・賃労働關係を伝統的に重んじるマルクス主義政治学においても、「フォード主義からポスト・フォード主義へ」を問題にするレギュレーション理論が浸透し、日本の國家支配と企業支配の關係⁽⁸⁾の把握をめぐっての議論が展開されている。

一つの論点のみ例示すれば、多国籍企業研究における、国内企業の輸出部門設置から始まり國際事業部制⇨海外子会社設立⇨多国籍企業⇨世界企業⇨という経営組織内部機構の段階的世界化の理論(C・P・キンドルバーガー、宮崎義一)や、多国籍企業自体を「本國志向的」⇨「現地志向的」⇨「地域志向的」⇨「世界志向的」と企業規模ばかりでなく意思決定や役員人事をも加えて構成する理論(H・V・パールミュッター)、世界企業戦略を「マルチ・ドメスティック」と「グローバル」と産業部門の特性を加味して類型化する議論(M・ポーター)

などは、近代資本主義のもとでの国民国家の制度的発達、帝国主義国家や官僚制組織の発達をめぐる議論に、重要な示唆を与える。

政治学に、多国籍企業研究が必要とされると同時に、多国籍企業研究にも、政治学からのなにかの貢献が要請されているのである。

(1) 多国籍企業研究の諸潮流と歴史的展開については、前掲、宮崎義一『現代資本主義と多国籍企業』、亀井正義『多国籍企業論』増補版、ミネルヴァ書房、一九八七年、入江猪太郎監修・多国籍企業研究会編『多国籍企業論の系譜と展望』文真堂、一九八四年、など。最新の理論展開については、『世界経済評論』一九八八年一月号以下の連載「動態的国际分業と多国籍企業」、参照。多国籍企業の歴史については、M・ウィルキンズ(江夏・米倉訳)『多国籍企業の史的展開』ミネルヴァ書房、一九七三年、同(江夏・米倉訳)『多国籍企業の成熟』上下、ミネルヴァ書房、一九七六・七八年。最新の特徴については国連多国籍企業委員会報告「多国籍企業の新しい展開」、邦訳『世界政治』七八一号(一九八九年一月下旬)以下、『通商白書』平成二年版、『シヤトロ白書・海外直接投資』一九九〇年版、など参照。宮崎義一編『多国籍企業の研究』筑摩書房、一九八二年の末尾には、一九八一年までの多国籍企

業・海外直接投資関係文献目録(前田昇三作成)が収録されている。

(2) ベレストロイカ・東欧革命とレーニン主義の再検討は、筆者の異なる系列の研究主題である。加藤『東欧革命と社会主義』花伝社、一九九〇年、同『社会主義の危機と民主主義の再生』教育史料出版会、一九九〇年、参照。

(3) C・v・ブラウンミュール他(田口・芝野・佐藤訳)『資本と国家』御茶の水書房、一九八三年、杉本昭七『現代帝国主義の基本構造』大月書店、一九七八年、同『多国籍企業はどこへ導くか』同文館、一九八六年、など参照。

(4) 多賀秀敏「新しい地球の読み方」『法学セミナー増刊・国際政治学入門』日本評論社、一九八八年、加藤『国家論のルネサンス』序章、青木書店、一九八六年、同『国民国家から世界国家へ?』田中浩編『現代世界と国民国家の将来』御茶の水書房、一九九〇年、D. Held, *Farewell National State, Marxism Today*, December 1988, など参照。

(5) 大嶽秀夫『現代日本の政治権力経済権力』三一書房、一九七九年、猪口孝『国際政治経済の構図』有斐閣、一九八二年、「特集、国家と企業・団体・個人」『レヴアイアサン』二号、一九八八年、ギルピン(佐藤・竹内監訳)『世界システムの政治経済学』東洋経済新報社、一九九〇年。W. Grant, *The Political Economy of Corporatism*, Macmillan, 1985; J. E. Lane ed., *State and Market*, Sage, 1985; A. Cawson ed., *Organized Interests and the State*,

Sage, 1985; H. Keman et al ed., *Coping with the Economic Crisis*, Sage, 1987; I. Scholten, *Political Stability and Neo-Corporatism*, Sage, 1987, 々々参照。

(9) C. Johnson, Study of Japanese Political Economy, A Crisis in Theory, *Japanese Studies in the United States*, Part 1, The Japan Foundation, 1988; Y. Murakami & H. Patrick eds., *The Political Economy of Japan*, Stanford U. P., 1988; D. Okimoto, *Between MITI and the Market*, Stanford U. P., 1988; R. J. Samuels, *The Business of the Japanese State*, Cornell U. P., 1987, 々々参照。

(7) J. Hirsch & R. Roth, *Das neue Gesicht des Kapitalismus*, VSA, 1986; B. Jessop, Regulation Theories in Retrospect and Prospect, *Le Colloque Barcelona*, PUG, 1989; 宮本太郎「ポスト・フォード主義の社会と国家」『経済評論』一九八九年五月、A・リビエッツ「レギュレーションの経済学から政治学へ」『経済評論』一九八九年九月一〇月、など参照。

(8) 藤田勇編『権威的秩序と国家』東京大学出版会、一九八七年、渡辺治『豊かな社会』日本の構造』労働旬報社、一九九〇年、など参照。

(9) R・ギルピン(山崎清訳)『多国籍企業没落論』ダイヤモンド社、一九七七年、序章、亀井正義、前掲書、第一章、参照。

三 多国籍企業は国民国家を超えうるか？

とはいえ、発展途上で百家争鳴の多国籍企業論の中で、ここでの主題である多国籍企業と国民国家の関係に立ち入っているものは、そう多くはない。部分的に言及される場合は少なくないが、理論的に踏み込んでいるものは、ごく少ない。それは、政治学ないし国家論研究が、多国籍企業の問題を軽視してきたことの、証左でもある。

この点で例外的なのは、アメリカのロバート・ギルピンの政治経済学である。

ギルピンは、もともとアメリカ上院労働・公共福祉委員会の「多国籍企業と国益」と題する報告書作成にたずさわった経験から、『アメリカ合衆国のパワーと多国籍企業——対外直接投資の政治経済学』(一九七五年、邦訳名『多国籍企業没落論』)を書いた。そこで彼は、「経済学者がパワーを心から信用しないし、政治学者の方も彼らの本分から市場を心から信用しない」ことからくる「海外直接投資の政治経済学の不在」を嘆き、「多国籍企業やほかのいわゆる超国家的行為者の機能と成功が特定のパターンの政治的関係に依存している」ことを証明し

表1 政治経済学の三つの概念の比較

	自由主義	マルクス主義	重商主義
経済関係の性質	調和的	対立的	対立的
行為者の性質	世帯および企業	経済的階級	国家
経済活動の目標	グローバルな福祉の極大化	階級利益の極大化	国益の極大化
経済と政治の関係	経済が政治を決定すべきである	経済が政治を決定している	政治が経済を決定する
変動の理論	動的均衡	不均衡への傾向	権力分配におけるシフト
多国籍企業の将来像	追いつめられる国家主権モデル	ディペンデンシア・モデル	新重商主義モデル

(出所) R. ギルピン『多国籍企業没落論』24頁の表に、「多国籍企業の将来像」欄を加筆。

国籍企業の問題を、どのように説明できるかを検証していった。そして、表1に示した政治経済学の三つの潮流におおむね照応する、多国籍企業についての①「追いつめられる国家主権」、②「ディペンデンシア」、③「重商

ようとした。

そのさい、政治経済学を①リベリズム、②マルクス主義、③重商主義の三つの流れに類型化し、それらが、現代世界における経済と政治の原理的關係を、特殊には多

主義」の三つの理論モデルを抽出した。

ここで重要なのは、ギルピンが、この三モデルの背後に、異なる国家観と国際経済観を見いだしたことである。すなわち、①リベリズムは、「国家は個人的利益の集合体」で「民族国家が経済的組織体として何の意味も持たない」から多国籍企業についても相互依存的「世界福祉の極大化」の担い手とみなす。これに対して②マルクス主義は、「国家をたんに『支配階級の経営委員会』とみなし、「政治は経済発展の命令に服従する」から国際経済は「本質的に帝國的または階層的」に構成されるものとされ、多国籍企業については「企業規模拡大の法則」と「不均等発展の法則」を媒介に「低開発諸国が先進国中枢に経済的に依存する」關係をつくりだすと見る。そして、ギルピンが親近観を持つのは③重商主義モデルで、「国家を本来的に有機的単位、つまり全体は個の和より大きい」と考え、「国際経済關係における真の行為者は民族国家である。つまり国益が外交政策を決定する」と前提する。そこから多国籍企業についても、リベラル風「世界福祉」は否定され、「国益と国益の相互作用」による「世界市場シェアの拡大」をめぐる抗争が強

調される。

このギルピンの類型化は、多国籍企業論において、国家論が重要な役割を果たすことを、示唆している。

わが国の経済学者宮崎義一は、ギルピンの三モデルをも参照しながら、多国籍企業の将来についての「五つのモデルと六つの緊張関係」を抽出した。そのモデル化の基準は、多国籍企業と世界市場と国民国家の三者の関係を、それぞれのモデルがどう見ているかであった。以下、宮崎『現代資本主義と多国籍企業』第一章「多国籍企業論のむずかしさ」に依拠しつつ、政治学・国家論研究の立場から、五つのモデルを要約・再整理してみよう。

① 「追いつめられる国家主権」モデル (“Sovereignty at Bay” Model) 新古典派リベラルの流れを汲むこのモデル(キンドルバーガー、バーノン、ガルブレイスら)では、バーノンの有名な著作の表題『追いつめられる国家主権』(一九七一年)に象徴的なように、自由な世界市場を前提とした国際経済協力と国際分業(世界的パレート最適!)、各国経済の相互依存と技術・通信・交通手段の発達により、絶対的主権を持つ国民国家の概念そのものが時代遅れになった、とされる。ガルブレイ

スは、「多少なりとも偏狭なナショナリズムの影響からこの世界を解き放ち、より平和的なものへ変えていくひとつの文明的な手段」として、多国籍企業間協調に世界平和の未来を託しさえした。

宮崎は明示していないが、国家論の立場から、「追いつめられる国家主権」モデルにはらまれた市場・企業・国家三者間の力関係の認識を、不等号で図式化するならば、「協調的世界市場」多国籍企業「国家」となる。

② 「アメリカ大帝君主義モデル」 (“US Super-Imperialism” Model) これは、バラントスウィージー『独占資本』(一九六六年)やマغدフラにみられる。多国籍企業といっても、その多くはアメリカ資本であり、多国籍企業の世界化とは、アメリカ多国籍企業の、核兵器をバックにしたアメリカの国家権力をフルに活用しての、他国への主権侵害にほかならない、とするマルクス経済学の見方である。一九六〇年代のヨーロッパへのアメリカ資本の流入を背景にした、フランス急進党のジャン・ジャック・セルバンシュレール『アメリカの挑戦』(一九六七年)の事実認識も、これに近い。このモデルでは、最大の緊張関係は、アメリカを頂点とした帝国主義

同盟諸国の多国籍企業の、第三世界諸国への経済侵略に求められる。先進国帝国主義同盟内では、ヨーロッパや日本もアメリカにより主権を侵害され、ヨーロッパや日本資本の多国籍化は、アメリカ資本への従属のもとで進行すると想定される。

いわば、「独占的世界市場」多国籍企業、国家」である。

③ 「帝国主義諸国家間の対立」モデル (“Imperial Rivalry” Model) このモデルは、多国籍企業も国籍を持ち、国家権力を後ろ楯に活動すると見る（「国家」支配階級の道具）。「多国籍企業」国民国家の支配者」点では、「アメリカ大帝国家主義」モデルと共通し、後述「新重商主義」モデルとも似てくるが、マルクス経済学内にあって、アメリカ帝国主義とヨーロッパ帝国主義・日本帝国主義の間の競争が激化するとみなす点において、「アメリカ大帝国家主義」モデルと真つ向から対立する。典型的には、エルネスト・マンデルであり、国民国家が自国資本を擁護しようとすることを強調するため、国内での階級対立や多国籍企業と第三世界の対立も激化するものと想定される。ギルピンが「過激な重商主義」モデル

ルとよぶゆえんである。

つまり、「競争的世界市場」国民国家、多国籍企業」である。

④ 「新重商主義」モデル (“Neo-Mercantilism” Model) これらに対して、新古典派リベラルの均衡論においても、マルクス派の経済主義（「国家」支配階級の道具）を前提にした「経済還元主義」においても、多国籍企業が「マスター」として扱われ、「国民国家は企業の権力や野心のサーバント」としてしか取扱われなかった」（ギルピン）として、国民国家の「国益」と「政治経済学」を強調するのが、このモデルである。このモデルの代表者はギルピンであり、その主著の翻訳が『多国籍企業没落論』と名付けられたのも、理由のあることである。近代（政治）経済学のこの流れは、マルクス経済学の「帝国主義国家間の対立」モデルと近似してくるが、マンデルらが、ECのような地域ブロック化や経済同盟も帝国主義に内在する競争激化を克服できないと論じるのに対し、ギルピンは、国益、多国籍企業利益の国民国家的対立があるという認識ゆえに、かえって相互依存と国際協調を求め、地域ブロック化を多国籍企業をコント

(11) 多国籍企業と国民国家・序説

表2 6つ(7つ?)の緊張関係と5つのモデル

緊張関係 モデル	先進 資本主義 諸国 家間	多 国 籍 企 業 間	先 進 国 と 第 三 世 界 の 間	多 国 籍 企 業 と 民 族 企 業 の 間	多 国 籍 企 業 組 織 内 部	多 国 籍 企 業 と 疎 外 さ れ た 大 衆 の 間	所 在 地 国 家 と 本 社 多 国 籍 企 業 の 間
「追いつめられる 国家主権」	×	×	×	×	×	×	×
「アメリカ大帝 国主義」	×	×	○	△	×	△	×
「帝国主義諸国家 間の対立」	○	○	△	○	△	×	×
「新重商主義」	○	○	×	×	×	×	△
「超帝国主義」	×	△	△	○	○	○	○

〔注〕 ×=緊張関係なし、△=弱い緊張関係、○=強い緊張関係
〔出所〕 宮崎義一『現代資本主義と多国籍企業』67頁の表に、「多国籍企業と本社所在地国家の間」欄を加筆。

ロールする積極的なものとみなす。また、国家の公共政策を、「国益とか、ルソーの『一般意志』を体現している」と見る点で、決定的に異なる。
強いて定式化すれば、「国民国家」競争的世界市場」

多国籍企業」であろう。

⑤ 「超帝国主義」モデル (“Ultra-Imperialism” Model) マルクス経済学の歴史において、過剰資本による帝国主義国家間の競争・対立を強調したレーニンの『帝国主義論』が、カウツキーの「超帝国主義論」の批判として書かれたことは、よく知られている。宮崎は、多国籍企業論において、先進国間の資本の「相互浸透」に注目し、グローバルな巨大国際独占体の出現を主張したS・ハイマーやB・ローソンの見解を、このモデルに入れている。多国籍企業が国境を超えてグローバルに展開すると見る点では「追いつめられた国家主権」モデルと似るが、ハイマーはそれを第三世界の植民地化ともとらえ、「従属論」に近くなる。「アメリカ大帝国家主義」モデルでは、ヨーロッパ・日本資本はアメリカ資本に従属的であるが、この「超国家主義」モデルでは、ヨーロッパ・日本資本も、自立的に、矛盾をはらんだ国際カルテルに加わることになる。

いわば、資本は国籍を離れて超独占的に世界を支配するわけで、「多国籍企業」独占的世界市場」国民国家」となる。

しかし、宮崎のこれに続く「六つの緊張関係」(表2)の叙述においては、奇妙なことに、「先進資本主義国家間」「多国籍企業間」「先進資本主義諸国と第三世界」「多国籍企業と民族企業」「企業のピラミッド組織内部」「多国籍企業と疎外された大衆」の諸矛盾を想定し、五つのモデルのそれぞれに対する認識を問題にしながら、「多国籍企業」とその本社所在国、国家との間の「矛盾」は、挙げていない。別の箇所では、補論的に「国家主権との関係」が扱われるが、それも主として多国籍企業受入国との関わりで論じられている⁽²⁾。

ここでは、ギルピンの提起した「多国籍企業の利益と(アメリカの)国益」の問題、および、一九七〇年代ネオ・マルクス派「国家論のルネサンス」の提起した「国家の(支配階級からの)相対的自律性」「国家Ⅱ関係説」(N・プーランザス、B・ジェソップら)は十分視野に入っていない。ましてや、一九八〇年代にポスト・マルクス主義国家論(F・ブロックら)や国家中心主義国家論(T・スコチボルラ)の提起した「国家(官僚)の絶対的自律性」問題は、射程外におかれている⁽³⁾。

また、宮崎の別著『世界経済をどう見るか』では主題的

に扱われている地球環境・生態系破壊の問題を考えていけば、多国籍企業は「生命系・人類の存続」とも緊張関係をはらんでいるのであり、その責任と規制、したがって地球規模での公共的政治との関わりが、問題となりうるのである。

(1) 以上、ギルピン、前掲『多国籍企業没落論』序・第九章。もっとも、この一九七五年時点のギルピンは、当の重商主義モデルに依拠すると「支配的経済力(Ⅱアメリカ)の衰退とともに、世界経済は一九世紀後半や一九三〇年代のバターンをたどることになるかもしれない。すなわちそれは、地域的貿易ブロック化や排他的経済同盟や経済ナシヨナリズムに分解していくだろう」と予想されるがゆえに、「アメリカの国益」の立場から多国籍企業化への憂慮を表明していた。しかし、一九八七年の『国際関係の政治経済学』(邦訳名『世界システムの政治経済学』)では、七〇年代の立場を「あまり悲観的すぎた」として、多国籍企業と国家および国家間協調について、よりオプティミスティックな「新重商主義」「新多国籍主義」を説いている(第六章、特に注12)。

(2) 以上、宮崎義一『現代資本主義と多国籍企業』第一・四章。

(3) 加藤『国家論のルネサンス』第二章、同『東欧革命と社会主義』第四章、参照。

四 多国籍企業と国民国家——その原理的問題

右に概観したギルピン、宮崎義一の研究や、政治学・国家論研究の現代的流れを視野におきつつ、これまで主として経済学・経営学の多国籍企業研究のなかで、副次的にのみ言及されてきた「多国籍企業と国民国家」の問題を整理すると、おおむね以下のような問題群を抽出しうる。

その第一は、多国籍企業と国民主権国家に関連する、原理的レベルの問題である。

① ひとつは、経済空間と政治空間の連接に関わる。多国籍企業が推進する「ボーダーレス・エコノミー」の経済空間は、国民国家により社会的にいったん総括され「インターステイト・システム」として軍事・外交的に対抗する、「政治空間」とのギャップを広げている。多国籍企業ばかりでなく、地方自治体の国際交流や市民運動ネットワークも、NGO活動として国境を超えている⁽¹⁾。それは、経済空間が広がりすぎたのか、それとも絶対的主権を持つ近代国民国家というフィクションにより構成された人間の共同の政治単位が歴史的衰退期に入っ

たのか？ 多国籍企業の発展は、「国民国家のたそがれ」「主権国家の限界」問題を鋭く提起している。

② 国家利益と企業利益の間の関係が、問われなければならぬ。長く「国家論なき政治学」であったアメリカ政治学においても最近「復権」した、「国益(ナショナル・インタレスト)の観念は、いうまでもなく、大衆民主制のもとで、市民たちにより定立される「公党性」や「正義」「福祉」の観念を、前提として⁽²⁾いる。その内実が、「経済成長」GNP拡大」や「近代化」工業化」のような経済主義的なものであっても、国家官僚たちの自己利益⇨権限拡大であっても、利潤動機を持つ個別企業の「企業利益」とは、本来的に矛盾をはらんでいる。ましてや、企業が国境を超え他国の領域内で活動するさいには、「国益」と多国籍企業の「企業利益」のギャップが増幅する。地球環境の問題では、国民国家を超えて、人類の長期的利益と企業のグローバル戦略の関係が問われる。

③ 国家組織と企業組織の関係も、問題となりうる。企業経営の組織のあり方は、商品の生産ないし販売という目的にそって、階層的に構成される。多国籍企業にお

いても、最終的意思決定は、取締役会などの経営トップに委ねられており、トップダウンのハイラーキー構造にならざるをえない。しかも、資本主義企業の本性上、経営コストの削減は至上命令であるから、民主主義や自由・平等原理が入り込む余地は少ない。

国家組織は、その総括対象とする市民社会の中核に、組織内部に介入しえない法人企業を多数かかえながら、その組織のあり方自身を、市民たちの合意により制度化し、たえず正統化しなければならない。この意味で、大衆民主制のもとでの国家組織は、ボトムアップをたてまえとし、フレキシブルなのであるが、同時に、国家活動自体が「経済成長」を目的とし効率・生産性向上やコスト削減をはかる時には、企業組織に似たトップダウン式動員・中央集権化を余儀なくされる。その究極が、戦争である。この国家の組織原理と多国籍企業の組織原理の乖離は、個々の企業従業員と市民の内面においても、とりわけ「企業機密」の問題をめぐって、葛藤をつくりだす。

④ 同様にして、国家に関わる公共的時間と、企業活動の支配する時間との間に、あつれきをもたらす。時間

の配分はゼロ・サム的であるから、地球的ネットワークを持つ多国籍企業の「二四時間たかえますか」の世界には、地域社会や公共政治を熟慮し集団決定する、公共的時間の入り込む余地はない。企業帰属(労働)時間が大きければ大きいほど、それだけ政治にたずさわる時間は削減され、個々の「企業戦士」は脱政治化する。多国籍企業は、時差を持つ国民国家空間を超えて、一つの企業目的にそって生産・労働を配列するから、人間存在の自然的・身体的リズムを離れて、企業時間を極大化する傾向を持つ。

(1) 馬場伸也『アイデンティティの国際政治学』東京大学出版会、一九八〇年、同『地球文化のゆくえ』東京大学出版会、一九八三年、参照。

(2) ギルビン、前掲書『S. Krasser, *Defending National Interest*, Princeton U. P., 1978, など参照。

五 多国籍企業と受入国の国家主権

これらの原理的問題をもとに、多国籍企業と受入先国家(ホスト国)の関係を、考えてみよう。第三世界への多国籍企業進出と経済的・政治的「従属」の問題として、

比較的研究の蓄積されている領域である。⁽¹⁾

① 多国籍企業は、その進出先国・地域の計画・選択にあたって、「カントリー・リスク」計算を行い、「経済的安全保障」を考慮する。そこには、当然のことながら、本国と受入国間の外交的・軍事的緊密度や受入国政府の政治的安定性についての計算が働く。国有化・公有化される危険の高い地域への投資は回避され、工場立地についても労働運動の伝統の弱い地域が選択される。アメリカや日本の銀行・商社は、本国政府とその受入国出先機関に密着するとともに、独自に「カントリー・リスク」についてのC I A顔負けの情報網・人的ネットワーク・リスク計算ノウハウを蓄積している。⁽²⁾

② しばしば指摘されるのは、受入国の経済近代化計画・開発計画と、多国籍企業のグローバル戦略との矛盾である。受入国は、資源・資本形成・技術開発・地域開発・雇用創出・国際收支などについての独自の構想と計画をもって外国資本を導入するのであるが、多国籍企業は、その企業利益の範囲内で進出するのであり、また、本国政府は多国籍企業を用いて受入国に影響力を行使しようとする。従属理論の主張した「モノカルチュア化」

や「低開発の開発」の危険性は、多国籍企業と政府間関係を媒介に絶えず存在している。

③ しかも、多くの発展途上諸国は、多国籍企業誘致についても弱い立場にあり、特惠税率・投資補償などの優遇措置を講じるのであるが、多国籍企業の方は、情報を秘匿し税金逃れを行い、「内国民待遇」からさえ逃れようとする。そのうえ、多国籍企業に依存した受入国経済は、市場・技術依存を強め、累積債務に悩まされ、時には多国籍企業の都合による資本撤退により大打撃を受ける。

④ 受入国からすれば外資導入は自国経済の活性化・自立の手段なのであるが、多国籍企業の進出は、その目的が企業の世界戦略に規定されているから、低賃金労働力を求めて本国で陳腐化した技術を移転したり、本国の規制を逃れて公害部門を輸出したりすることは、ありうるばかりか普通のことである。受入国では、新たな雇用慣行が持ち込まれ、新たな生活様式が形成され、環境・生態系破壊につながってくる。

⑤ 極端な場合は、受入国の政治体制そのものに、多国籍企業が深く関与する。O D Aへの多国籍企業の関与、

権威主義的開發獨裁政權への多国籍企業の肩入れと政治腐敗の拡大、さらには民主化へのクーデタによる挑戦さえありうることを、チリのアジェンデ政權崩壊期のITTの役割、フィリピンのマルコス政權への日本商社の関与などが、実例で示している。⁽³⁾

(1) ビジネス・インターナショナル編(山田忠義監訳)

『世界企業への道』サイマル出版会、一九七〇年、C・P・キンドルバーガー編(藤原・和田訳)『多国籍企業——その理論と行動』日本生産性本部、一九七一年、L・ターナー(小沼敏訳)『見えざる帝国——多国籍企業とナショナルリズム』日本経済新聞社、一九七一年、M・ブルークH・ルマース(海保正喜子訳)『多国籍企業の戦略』産業能率短期大学出版部、一九七五年、R・バーネットR・ミューラー(石川博友他訳)『地球企業の脅威』ダイヤモンド社、一九七五年、R・バーマン(中村・村山訳)『国家利益と多国籍企業』東洋経済新報社、一九七五年、J・ポール編(小宮隆太郎訳)『多国籍企業——その政治経済学』日本経済新聞社、一九七六年、B・ヘルマン(小林規成訳)『多国籍企業の抗争』日本生産性本部、一九七六年、二宮厚美「多国籍企業と国家主権」井上清、儀我壯一郎編『転換期の多国籍企業』ミネルヴァ書房、一九七七年、板垣与一編『多国籍企業と中進工業国』文真堂、など参照。

(2) 石沢芳次郎『日本経済の安全保障』経済研究協会、一

九七九年、渡辺長雄『カントリーリスク』日本経済新聞社、一九八〇年、倉井武夫『戦略物資と多国籍企業』産業能率大学出版部、一九八一年、S・J・コブリン(江夏健一監訳)『国際企業の政治リスク管理』東洋経済新報社、一九八四年、など参照。

(3) A・サンフソン(田中融二訳)『企業国家ITT』サイマル出版会、一九七四年、北沢洋子『日本企業の海外進出』日本評論社、一九八二年、など参照。

六 多国籍企業の相互浸透と本国国家との矛盾

理論的文脈で重要なのは、そもそも本国政府と多国籍企業の間、いかなる矛盾が存在するかという問題である。また、先進国間の多国籍的相互浸透が、国家主権にいかなる問題をもたらすか、ということである。この点は、ギルピンらが問題にしてきたとはいえ、多国籍企業研究の発展途上領域である。

① 受入国政府の場合と同じように、多国籍企業の母国においても、国家の経済計画・経済政策と多国籍企業の企業戦略・投資政策の間には、緊張関係がはさまれている。とりわけ多国籍企業のグローバル戦略は、必ずしも母国の国益を顧慮してたてられるわけではないから、

母国経済や政治に敵対する場合さえありうる。一九七三年秋の第一次石油危機における石油メジャーズ(当時の典型的な多国籍企業)の行動は、企業利益を優先してアメリカの国益を脅かしたとして、「多国籍企業と本社所在地国家の矛盾」が理論的・政治的に問題になるきっかけをつくった⁽¹⁾。同時期に、日本の大企業の「買占め・売り惜しみ・便乗値上げ」が問題にされ、「企業の社会的責任」が語られたことは、記憶に新しい。

② 多国籍企業化の長期的効果として、よく知られているのは、本国「国民経済の空洞化」である。とりわけ戦後アメリカ経済の多国籍化による生産拠点流出が、国内製造業の趨勢的衰退をもたらし、海外子会社からの輸入増大となって貿易収支の悪化を導く構造として、語られてきた。ヨーロッパや日本企業の多国籍化が、アメリカと同じく「空洞化」を導くか否かは即断できないし、先進国間の相互投資がそれを相殺しうるか否かも今後の問題であるが、多国籍企業化と本国国民経済に矛盾が存在しうることは、明らかである。

③ 政治学・国家論研究の立場からすれば、実は、「空洞化」は国民経済に留まらない。「国民政治の空洞

化」というべき問題領域が生まれてくる。すなわち、多国籍企業の存在は、原理的には、国家の外交・貿易権の独占という主権国家的擬制を無効たらしめ、国家権力の及ばぬ企業空間が、当該国家外に広がったことを意味する。エンゲルス風にいえば、一つの企業内の計画的生産が、無政府的に生産する社会の枠をこえて、産業政策のような国家による社会内分業への規制力も剝奪されて、多国籍企業の企業内世界分業の論理が当該社会に入り込むことである。より具体的には、国家の通貨・金融政策や公共投資計画を離れて、多国籍企業が一人歩きを始める。企業機密により政府がアクセスしえない情報領域が広がる。一国の問題は政府が独占的に管轄するという神話が崩れ、国家活動の正統性と公共的権威に疑問を投げかける。

④ しかも、ECの通貨統合・政治統合論議に見られるように、多国籍企業の増大と相互浸透による経済空間の脱国家化は、先進資本主義諸国の政治空間への平準化圧力としても機能する。たとえば、財務計算方式や情報公開制度から始まって、関税・税制・投資慣行・雇用慣行・環境規制・会社法・司法制度・地方自治権限などに

ついで、多国籍企業の相互浸透は、共通の土俵と制度をつくるよう強制する。それらが国内法とあつれきを持つ場合は、当該国内法の改正と国内法体系の再編への圧力となる。そのさい、どの国の制度が基準となるかは、世界システムの力関係による。ECでは、地方自治体選挙について、域内国籍を持つ人にはだれでも選挙権・被選挙権を与える方向で合意が形成されている。日本の昭和天皇死去による改元にあたって、日本型多国籍企業の多くが、社内文書から元号を廃棄し西暦年号に一元化していったのも、同じ圧力の効果である。

⑤ そして、資本・賃労働関係を含む政治的力関係にも、多国籍企業は直接的・間接的影響を及ぼす。外国多国籍企業からの政治資金が、圧力団体や政党を介して国内政治に入り込み、外国への資本投資が、国家の外交・安全保障政策とリンクする。「経済摩擦」がただちに政治問題化する。日本企業のアメリカ議会ロビイスト買収は大きな問題になっているし、東芝コム事件のような多国籍企業活動の外交問題化は、いまや日常的である。いわば、国内政治が国際化し、国際政治が国内化する接点に、多国籍企業が存在している。

⑥ かつて、マルクス主義者は、外国資本に対するブルジョアジーの態度で「民族ブルジョアジー」と「売弁ブルジョアジー」という区分を設けたが、今日では到底このような二分法ではすまない。ニコス・ブーランザスは、フランスへのアメリカ多国籍企業の進出に際して、反米「民族資本」でも親米「売弁資本」でもない、自国に経営基盤を持ちつつ自由貿易Ⅱ多国籍化に順応する「国内ブルジョアジー」概念を提出したが、今日の先進国多国籍企業の相互浸透を前提すれば、むしろ「多国籍ブルジョアジー」ないし「世界ブルジョアジー」の類型化が必要となる。無論、これらのすべてが、アメリカを中心とした核軍事同盟(NATO)や日米安全保障条約)や、国連、サミット、IMF、GATT、世界銀行など国際政治経済機構内部での、国家間の力関係再編とリンクする。

(1) 米国議会合同経済委員会(藤原・丹下訳)『多国籍企業の将来』サイマル出版会、一九七二年、A・サンブソン(大原・青木訳)『セブン・シスターズ』日本経済新聞社、一九七六年、アメリカ上院外交委員会多国籍企業小委員会(松井・山中・古関訳)『国際石油資本とアメリカの外交政

策』石油評論社、一九七六年、など参照。

(2) N. Poulantzas, *Classes in Contemporary Capitalism*, NLB, 1975; S. de Brunhoff, *The State, Capital and Economic Policy*, Pluto Press, 1978.

七 多国籍企業への国際的・国家的・市民的規制

叙上の諸関係を前提として、多国籍企業への規制の問題が存在する。

① 各国政府レベルでは、多国籍企業の定義が異なり、その規制内容もさまざまであるが、当然に規制努力が行われている。国連やOECD、ECレベルでは、すでに「多国籍企業の行動指針」が⁽¹⁾つくられている。しかし、今日の環境・生態系破壊の推進力は多国籍企業中心の工業化であり、それは地球全体に効果を持つ。多国籍企業に対する規制は、リスク分散戦略やタカスヘブンの存在をも考慮すると、一国的には限界があり、⁽²⁾多国籍的・地球的たらざるをえない。

② 同時に、多国籍企業自身が、その企業目的に反しない範囲内ではあるが、「企業の社会的責任」や「現地化」の政策を持ち始めている。⁽³⁾ 外国への資本進出は、リ

スクも大きいだけに、当該社会の慣習・文化へのなんらかの適合・同化を伴わざるをえない。また、欧米のように「エロロジー」そのものが政治的争点となり、株価にも連動してくると、多国籍企業も「地球にやさしい企業」であることを強調せざるをえないのである。

③ この点で、労働の側の多国籍企業への対応は、明らかに資本の多国籍化に大きく立ち遅れている。多国籍企業は、地球的差別・選別を労使関係と労働運動に持ち込む。「祖国を持たない」はずのプロレタリアートの組織が、自国企業が外国でおこなっている搾取に対して無自覚であることが、きわめて多い。同一資本のもとにある数カ国の労働組合が連帯してたたかうという経験は少なく、おおむね、情報交換段階に留まっている。⁽⁴⁾

④ むしろ、いわゆる市民運動や新しい社会運動の方が、個別のイシューにおいてではあるが、多国籍企業への地球的規模での市民的規制に、取り組み始めている。

たとえば、環境保護団体は、公害・原発や石油流出事故にきわめて敏感に反応し、国際的レイティング・不買運動や当該多国籍企業母国への抗議運動に取り組む。日本企業の東南アジアでの公害たれながしには、日本の市民

運動も加わる抗議運動がおこっている。自治体レベルでのアセスメント強化による多国籍企業規制も、構想されている。こうしたネットワーケ化の方向にこそ、多国籍企業の国民国家浸食に対する、地球的歯止めがあるのかもしれない。

すでに与えられた紙数は尽きた。以上のような問題群を想定して、多国籍企業と国民国家の関係の問題をより具体的に論じるのは、次の課題となる。⁽⁴⁾

- (1) 国連事務局報告『多国籍企業と国際開発』国際開発ジャーナル社、一九七三年、福田博『多国籍企業の行動指針』時事通信社、一九七六年、国連報告書『多国籍企業と行動綱領』関西大学出版部、一九七七年、『多国籍企業の法的研究』成文堂、一九八〇年、加藤恭彦編『多国籍企業管理とECC会社法指令』同文館、一九九〇年、など参照。

- (2) 米国経済開発委員会『企業の社会的責任』鹿島出版会、一九七二年、『海外現地生産時代における企業の社会的責

任』日立総合計画研究所、一九八八年、篠我壮一郎『多国籍企業』の民主的規制』『科学と思想』七八号、一九九〇年、など参照。

- (3) 佐々木建『日本型多国籍企業』有斐閣、一九八六年、亀井正義、前掲書、参照。

(4) 小論は、日本政治学会一九九〇年度研究大会(一九九〇年一月六日、熊本大学)での筆者の報告「日本型多国籍企業の国家像」のために準備されたノートのなかの、理論的部分である。当日は、限られた時間のため、一九八〇年代に飛躍的に増大した日本型多国籍企業の特徴と、その典型としてのソニー会長盛田昭夫らの国家像のみを報告したが、小論は、その前提的理論枠組みのスケッチである。現代多国籍企業の歴史的展開と現状分析を含む学会報告そのものについては、その概要が日本政治学会年報に収録されるほか、別稿で詳しく展開される予定である。

(一橋大学教授)